

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和3年8月10日(火曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前11時32分 散会

付託事件

- (1) 令和3年陳情第2号, 令和3年陳情第5号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 陳情審査

- ① 令和3年陳情第2号 千波町東久保の風致地区の一部(低地部)を市所有地とすること等を求める陳情
- ② 令和3年陳情第5号 私道寄附申請に係る事務処理の促進に関する陳情

(2) 報告事項

- ① 上下水道料金の口座振替新規加入キャンペーンの実施について (経理課)

(3) その他

2 出席委員(7名)

委員長	綿 引 健 君	副委員長	滑 川 友 理 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	田 口 文 明 君
委員	鈴 木 宣 子 君	委員	小 川 勝 夫 君
委員	松 本 勝 久 君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議 員 飯 田 正 美 君

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副 市 長 秋 葉 宗 志 君

建設部長 渡 邊 雅 之 君 建設部技監兼建設計画課長 大 森 幹 司 君

建設部技監兼道路建設課長 松 葉 光 隆 君 建設部技監兼生活道路整備課長 有 金 正 義 君

建設部技監兼内原建設事務所長 谷 萩 幸 治 君 道路管理課長 丹 治 雅 人 君

河川都市排水課長 大 山 裕 己 君 建築課長 大 和 田 聡 君

土木補修事務所 所 長	川 又 弘 一 君		
都市計画部長	加 藤 久 人 君	都市計画部技監兼 公園緑地課長	上 田 航 君
都市計画部技監兼 市街地整備課長	木 村 勤 君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大 和 直 文 君
都市計画課長	平 澤 俊 之 君	建築指導課長	井 原 孝 志 君
住宅政策課長	砂 川 和 敏 君		
上下水道事業 管 理 者	荒 井 幸 君		
水 道 部 長	伊 藤 俊 夫 君	水道部参事兼 水道総務課長	関 谷 勇 君
水道部参事兼 経 理 課 長	梶 山 哲 君	水道部技監兼 給 水 課 長	梶 山 学 君
水道整備課長	杉 山 健 一 君	浄水管理事務所 所 長	島 孝 夫 君
下 水 道 部 長	坪 貴 之 君	下水道管理課長	鬼 澤 英 一 君
下水道整備課長	小 田 博 之 君	集落排水課長	久 木 崎 隆 君
下 水 道 施 設 管 理 事 務 所 長	渡 邊 基 弘 君		

6 事務局職員出席者

議事課長補佐	綱 島 卓 也 君	書 記	昆 節 夫 君
--------	-----------	-----	---------

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

この際、御報告いたします。

本日、一般傍聴人2名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○綿引委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

初めに、(1)の令和3年陳情第2号 千波町東久保の風致地区の一部(低地部)を市所有地とすること等を求める陳情につきまして、御意見等がございましたら発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 今回の陳情は、千波湖の脇の風致地区に盛土を行って宅地造成を行うということなんですけれども、この風致地区に盛土を行う場合には、当然、水戸市の許可が必要なわけなんですけれども、これはどんなふうになっているのかお答えいただきたい。

○綿引委員長 平澤都市計画課長。

○平澤都市計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

風致地区内での宅地造成を行う場合は、風致の許可が必要になります。造成面積が10平方メートルを超えるもの、または高さ1.5メートルを超える盛土が生じるものは、許可申請が必要になるということになっております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 その点で、この地域では宅地造成を行うということで、当然これは許可申請が出ていると思うんですけれども、どういう状況になっているのでしょうか。

○綿引委員長 平澤課長。

○平澤都市計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

風致の許可申請が4月に一度出てきたところではございますが、内容に不備がございました。そちらの修正を申請者のほうにお願いしているところではございまして、その修正版というのがまだ提出されていない状況でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 この地域の宅地造成のすぐ脇には、既に団地造成が行われております。そして、その結果、家が建てられましたけれども、地盤沈下して、家が傾くなどの被害が出ているところの隣接に再度盛土を行うということで、近隣住民の皆さんは断固反対ということで、市議会への陳情で反対を表明しているわけです。

熱海市でも違法な盛土によって土石流が発生して、多数の死者、家屋の倒壊が発生したということで、水戸市でも、軟弱地盤に盛土を行って宅地造成を行うということは、市民の命を脅かすことになるんじゃないかということで、今回の陳情でも、このような地域に行政が宅地造成を許可することは、住民として断固認められないということを表明しております。そして看板も出しました。これについて、水戸市はというふ

うに考えているのかお答えいただきたい。

○綿引委員長 平澤課長。

○平澤都市計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

過去に地盤沈下があった状況、それから、今回の陳情に対する議会の御判断、そして風致地区条例の両面から、現在慎重に対応を検討しているところでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 この陳情にも書いてありますように、この地域は腐植土によって地盤が非常に軟弱な地域だと。そこに4メートル、5メートルの盛土をすれば、当然地盤沈下が起きてしまうということは明らかじゃないかと私は思うんですね。したがって、これは許可すべきものではないと。やはり熱海市のようなことを起こしてはならないし、隣接地のような地盤沈下を起こさせてはならない。大変な被害を受けたわけですから。そういう点では、私はこの陳情に沿って、やはり宅地造成を認めないということを強く要望したいんですけども、最後、答弁を求めて終わりにしたいと思います。

○綿引委員長 平澤課長。

○平澤都市計画課長 具体的な対応策等についてはまだ定まっておりません。現在、風致地区条例に基づき慎重に対応を検討しているところでございます。

○綿引委員長 鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 私のほうからは、今まで何回か意見等を述べさせていただきましたので、総論として述べさせていただきますと思いますけれども、今回の陳情の願いを集約しますと、家を建てないでほしい、また、例えば法律上通って造成した後も、市が公園として残してほしい、そういう願いの籠もった、とても重い陳情だと思っております。この重い陳情については、議会としてもしっかりと受け止めていく必要があるのではないかと私自身は思っております。先ほども中庭委員さんからありましたけれども、この地は地崩れ、また裁判も起きていて、家も傾いて、長年の間、住民の方たちが本当に大変な思いで心労を重ねてこられた地域でもあります。

この前も言いましたけれども、自分がこの立場だったらどうだろうといつも思っておりますが、例えばもう本当に法律上、許可を出さないといけないような、認めないといけないという、それを覆すわけにはいかないかもしれないですけども、やはりここにこの問題の困難な原因があるように思います。行政っていうのは、やはり法律があっても滞っている場合もあると思うんですね。ですから、やはり本当に住民の生活を守っていくというのが行政であると思っておりますので、その点について、御見解、市の考えをお伺いしたいと思います。

○綿引委員長 平澤課長。

○平澤都市計画課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

今回出されているのは、風致地区条例に基づく許可申請ということになっておりまして、現在、風致地区条例に基づき慎重に対応を進めているところでございます。具体的な対応策につきましてはまだ定まっておりますが、今後も検討を進めていきたいと考えております。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 この間ね、皆さんこの現場に視察へ行かれまして、私もちょっと遅れちゃったんだけど、現場には行ってきました。そして、現場を見ているうちに、何名かの方々が私のところに来ました。それでいろいろ話をしました。やはり地元の皆さん方は、この陳情のようにいろいろなお話をしておりましたが、どこかではげんこつの落とし場所というのをつくらなくちゃならないだろう、私はこう思っているんです。ですから、建築確認が下ろせるような状況になったら、これは建築基準法上、下ろすしかないんじゃないのかなと私は思いますよ。その前に埋立てとか何かの許可は、水戸市のほうからも当然、下ろすか下ろさないかの話になるんだろうと思うんですけども、そこまで進んで建築確認が下ろせる状況が整ったならば、これは下ろすしかないだろう。私はそう思います。

だからその前に、私が思うにはね、やはり両方円満にこの問題を解決できるような仕組みというものは何かないのかなと。私自身もあそこに2時間ほど立って、いろいろと皆さんとお話をしてきました。そこで、その場では言えませんでしたけれども、その後、私も1人で考えたときに、水戸市の行政財産として水戸市が買っちゃったらどうなのかな。何か広場でも何でもいいじゃないですか。そうすることが一番円満な解決の方法なんじゃないのかな。

今日は副市長さんもおられますから、ここで分かりましたというわけにいかないけれども、例えばですよ、水戸市が買うとしたら幾らぐらいなら買うのかとかね。あるいは、それが無理ならば、例えばある程度までの埋立てを許可はしなきゃならないかもしれませんし、建物だって2階建てを建てるというようなことになるんだろうと思います。それを平屋にさせていただくとか、その業者のほうともう少し3者で、水戸市と業者のほうと地元のほうと、こういう話合いの場を持って、何かげんこつの落としどころを私は検討していただきたいなど。

この問題をどうするこうするといったら、今日はどっちみち継続にするほかないと私は思っていますよ。採択というわけには今日はいかないでしょうと私は思うんですけども、これは正副委員長のほうでお諮りいただきたいんですけども、やはり円満に地元の皆さんが納得できるような話合いをすべきじゃないのかな、水戸市は。

前はそういうことは予測ができなかったから、ああいう開発行為の許可を下ろしたんだろうけれども、地盤が軟弱だったもんだから、崩れたんですよ。確かにもっともっと深かったんですよ。それで、後からまた埋めて、今4メートルちょっとの高低差があるわけですよ。ですから、あそこを例えばですよ、所有者がやはりお金を回収するためには、レベルを上げなきゃならない。そして裏の方が完全に日陰にもなってしまう。そういういろんな問題があるから反対というものが出ているんだろうと私は思っています。その辺、担当部をはじめ、あるいは副市長さんを中心にちょっと検討していただいて、今日のところは継続でいかがでしょうか。

それについての答えが何かあれば、どなたでも結構です。副市長さんでも部長さんでも、担当課長さんでも、もしそういう話はちょっと無理だよとか、そういうことも一応検討してみたいよとか、何かそういう考え方があれば、今の私の話でお答えがいただければいただきたいし、なければ言いつ放しになっちゃうし。そうするとまた同じことをやらなくちゃならない話になっちゃうんですよ。委員長、いかがですか。

○綿引委員長 加藤都市計画部長。

○加藤都市計画部長 お答えいたします。

今回の件につきましては、条例に沿って許可しなくちゃいけない、許可できない、そういう単純な問題ではないと思っています。前回の道路まで影響が及んだ地盤沈下というものは重く受け止めなくちゃいけないと思っていますので、ただいま委員から御提案がございました条例に沿ってどうだということ以前の、やはり交渉であったり、落としどころというものの判断、対応というものも必要かなと思っていますので、お時間をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○綿引委員長 ほかにありますか。

小川委員。

○小川委員 ただいま各委員から話がありました。そして加藤部長からも話がありました。ただ条例という部分はあくまでも基本中の基本でございます。その上で、いわゆるあの現地において、皆さんが現地に赴いて現場を見たとおり、現在は修復されております。しかし、以前はかなりの地割れ、ひび等が入って、完全にもう崩壊に近いという状況が発生したのが、現場に赴いて見ていただいた、この千波町の現地でございます。

それについて正直なところ、今出たようにどこかで落としどころという——やはりこの土地については、条例の中でも最大限にできることは精査していただいて、そして、対応していかなくちゃならんなど。だから最大限、執行部の皆さんは大変でしょうけれども、しっかり現地を見ていただきながら、そして今日まで訴訟もあったけれども、今後における2次災害や3次災害を防ぐためには、これからの時間の中でしっかりと精査していただいて、そして、ただの検討課題じゃなくて、実際に対応していただければなという要望で終わります。以上。

○綿引委員長 それでは、各委員さんの御意見を踏まえまして、ただいまの令和3年陳情第2号につきましては、継続審査といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

次に、(2)の令和3年陳情第5号 私道寄附申請に係る事務処理の促進に関する陳情を議題といたします。

本日は、前回の委員会における委員からの御意見等を踏まえまして、まず初めに、本陳情に係る現地の状況について、執行部からホワイトボードを用いて説明を求めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 それでは、事務局よりホワイトボードを設置させます。

〔事務局 ボード配置〕

○綿引委員長 それでは、執行部から説明願います。

大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 それでは、ホワイトボードの脇で説明させていただきます。失礼します。

それでは、本陳情に係る現地の状況について、ホワイトボードの貼り図を用いて説明させていただきます。

こちらの大きく伸ばした図面については、お手元のほうにA3の縮小版として、写真も貼り込んだものを御用意させていただきました。あと、お手元のほうに参考資料といたしまして、私道路の寄附の要項の資料

もあわせて用意させていただきましたので、よろしくお願いたします。

それでは、現地場所については、こちら水戸市の——すみません、今まで吉沼町と言っていましたが、正確には渋井町でございます。今、図面の赤の丸に示した、こちらがその場所になりますが、ここが大洗鹿島線になります。縦に通っているのが国道6号です。そして、この道路が県道小泉水戸線です。こちらが浜田の十文字、茨城交通の浜田営業所がある場所になります。市役所のほうから行きまして、その交差点を右折、大洗鹿島線を越えたところを出て左に入るちょっと狭い道がございますが、そちらのほう入っていただいてすぐの場所にある、この私道路が今回の陳情箇所になってございます。

現地の状況です。それぞれ写真の方向については、この番号が書いてある部分がこの写真を撮った撮影地になっていまして、全部で5枚ございます。

1番が東側から見た写真、2番がその中間点です。3番は北側から南側に向かって見た写真で、4番は西側角のところから東側を見た写真、5番目が南側の接道の部分から見た写真になってございます。

こちらの道路は、線引き前に建築基準法上の位置指定道路として指定されていた道路を、今回所有者のほうから寄附をしたいというような形での申入れがあったものでございます。

南側から上がって東側のほうに90度曲がるような道路の形態になってございまして、それぞれ南側については市道上大野168号線、それから東側については上大野181号線という道路に接続しているような道路になってございます。建築基準法上の道路でありますので、必ず4メートルあることが大前提になっていまして、それで延長約85メートルぐらいの、今の現況でいくと、この写真でお示したように砕石敷きの道路になってございます。

こちらのほうに隣接する建物というのは10年以上経過しているような建物が3件以上必要だというようなことになってございまして、現地には建物が全部で4棟ございます。建物①とした、この写真1で言うグレーの総2階の建物、それから建物②は、3と4のところちょっと写ってございますけれども、この角に見えるアパートですね。それから、建物③としているのが写真5番目と3番目、この右側のアパート、それから建物④というのが写真5で言うところの右側のここの建物。これらの建物がこの道路を使って利用しているということで、建物は4件あるということ。

それから、全体的にこの建物が接している路線の延長の5割以上が接道しなきゃならないというような決まりもございまして、実際にはこの建物が建っている敷地の部分ですから、③の間口の部分と、それから①、②、④、こちらのほうの間口の部分が宅地として利用されているということで、延長のほうを計算しますと52%ちょっとぐらいの接道ということで、条件はクリアしているというような状況になってございます。

今回、当初の事前協議の申請があった時点では、道路の許可の4メートルの幅を取っていったときに、何か所か支障となる物件が事前に判明してございました。ただ、道路境界ぐいとかがきちんと設置されていないこともありまして、それを前回の事前協議後の本申請において、道路の境界を確定して、実際にどのものがどのくらい出ているのかというのが今回明らかになってございます。

ですので、今回、土地の協力をいただくのは、紫色の土地の所有者のほかに隅切りもございまして、この左下と右上、この図面でいくとオレンジ色で示したところの御協力もいただくということで、3名の地権者のほうから協力いただく中で、支障となる物件については、今この図面でいうと、ちょっとピンク色で

塗ってある位置にいろいろ、道路に出っ張っているようなものが入っているということで、こちらの撤去が条件というような形になってございます。

場所によってはブロック塀であったり、あと、もともと個人の道路ということもありまして、この道路内の排水のために、部分的に側溝なんかは既に個人で造られているものがありますが、こういったものは後に整備したときに個人の所有物、権利を主張されてもちょっと困りますので、こういったものについては撤去、処分してくださいとか、地面の下に入っているものについては、そういう形でのやり取りをしておりますが、今回お話に上がった建物については、2番の写真で示した、こちらの部分、建物で言うと、この①とされた部分になってございます。

現地のほうは見かけ4メートル以上ありそうなのですが、実は北側のところには、法定外の水路がございまして、水路込みでいくともうちょっと幅が広いのですが、実際に道路の幅員としては、この水路の境界から南側に向かって4メートルを確保するというような形になりまして、そちらによりまして、境界を現地のほうで立会いをして認めていただいたところ、この2番の写真で言う、この位置に道路境界が確定したものでございます。

これによりまして、この建物の軒や1階の部分のフード、それから出窓など、もうちょっと複数の支障物件が出てくるような形になりました。こちらの手続については、これを撤去していただかないと、後々水戸市道として認定したときに個人の物が出っ張っているような状況になってしまいますので、そういうことがないように撤去してくださいというような形で手続のほうが進んでいったところでございます。

前回のときには、その撤去についての部分の合意形成が得られているかというようなお話になりまして、建物の所有者とかにも確認したところ、撤去についての度合いというか、どういう形で撤去ということの意味合いを捉えて相談したのかという部分で、陳情者との解釈の違いがあったような形もございまして、物理的に出っ張っているものがどういうふうな形で処分されるのかが分からない状況では無理だろうということで、前回の場合にはその同意が得られていないというような判断をしまして、否決という形になってございます。

それを受けて、その後、陳情者と建物所有者の間でいろいろと話し合いが行われて、撤去についての方向性は見えたというような話で、再度、6月1日付で、同じような形で事前協議書の提出がなされたような状況になってございます。

相手方の趣旨といたしましては、前回のときはいろいろそういった調整に手間取ったこともありまして、申請から返事を返すまでに1年ぐらい経過してしまったんですが、それをもっときちんと早くやってくださいというような形でお話をいただいております。

現在は、再度、現地の状況の再確認、それから地権者関係の再確認の手続を進めておりまして、今、再度の取りまとめを行っているような状況でございます。そちらはお手元に配付いたしました参考資料の要項の一番後ろ、私道用地の寄附のフロー図というものがついてございますが、事前相談を受けて現地調査をしてというのが一番上にありまして、2番目の私道路用地の事前協議書の提出ということをおきまして、今、右側の水戸市のほうで行う調査部会による現地調査及び内容の審査、本当は委員全員で集まって現地を見に行くのが通常なんですけど、コロナ禍の状況とかもありまして、その場所のほうをメールして、担当

委員にそれぞれ現地の確認をしていただくような形で、意見を今取りまとめておまして、この後の事前協議の結果の通知については、恐らく今月末か来月の頭ぐらいに相手方にお返しできるような段取りで進めているような状況でございます。

今の段階で現地の確認とかもしてございますが、前のときと状況は全く変わってございません。ただ、前回はですね、まだ境界が確定していないのでどこまで壊していいか分からないというような、こういった事例のときは結構そういったことがありまして、測量して確定した暁には確実に壊してくださいということで、承諾が得られればということで手続を進めていたところでございます。

ただ今回は、前回のその手続の結果、道路境界がしっかりと現地のほうで明示されていて、支障物件の場所も、位置も、それから度合いも、全て確定しているような形になってございますので、今回、6月1日付で頂いている事前協議書に対する結果については、同じ内容を記した上、占用の物件がないことが条件になってございますので、現地においてそういったものが撤去される、承諾ではなくて物理的にきちんとどかしていただくというのが確認できた後、本申請の手続のほうを踏んでくださいというような形での結果通知を返そうと考えてございます。

現地の状況と今の手続の状況について説明をさせていただきました。

以上になります。

○綿引委員長 それでは、内容につきまして、御意見等ございましたら発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 そうすると、ちょっと質問したいんですけども、要するに今の水戸市の段階ではですね、いわゆる出っ張っている支障物件が撤去されれば、市道として認定を行うという考えなんですか。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

現地の状況的には、当然支障物件が撤去されれば、その手続が進められるというような形で考えてございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、今回の新しく出された陳情ですよね。この関係でいうと、今回の陳情は当然の陳情であって、私たちとしては採択していいということなんですか。要するに賛成して構わないということなんですか。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

相手方の今回の陳情の内容については、前回のことを踏まえて、手続が長くならないように遅滞なく手続を進めてほしいというような内容でございますので、そこは前回、私どものほうの事務手続もかなり時間がかかってしまったと反省しまして、まず事務の改善をして、早めにお返しできるような形で今進めておりますので、手続上、何も瑕疵がなければ、手続を進めていただくというような形になろうかと思っております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、この陳情は別に無理なことを求めているわけではない。当たり前のことを今回は

陳情したということだから、そういう点でいうと、これは採択できるということになるんじゃないかと思うんですけども、皆さんの御意見も聞かせていただきたい。私は、今の時点では、当然のことだから、要するに支障物件を外したら水戸市に寄附行為をしたいということなんだから、いいんじゃないかと思うんです。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 それでは、本陳情の取扱いにつきましては、いかがいたしましょうか。

○中庭委員 私は、この陳情については採択をすべきだというふうに思います。

○綿引委員長 それでは、お諮りをさせていただきます。令和3年陳情第5号を採決することにしたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、これより挙手によりまして採決をいたします。

令和3年陳情第5号 私道寄附申請に係る事務処理の促進に関する陳情につきまして、採択することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、令和3年陳情第5号は、採択すべきものと決しました。

本陳情につきましては、ただいまのとおり、次の本会議に報告してまいりたいと思いますが、委員長報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ありがとうございます。御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、本件は、執行部に送付し、その処理の経過及び結果について報告を請求する旨、委員長報告に記載させていただきますので、あわせて御了承をお願いいたします。

以上で陳情審査を終わります。

次に、報告事項の説明を行います。

上下水道料金の口座振替新規加入キャンペーンの実施について、執行部より説明を願います。

梶山参事兼経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 おはようございます。

上下水道料金の口座振替新規加入キャンペーンの実施につきまして、経理課提出の資料に基づきまして、御説明をいたします。

今回のキャンペーンにつきましては、市民の皆様からお預かりする上下水道料金に関しまして、一度お申込みをいただきますと、料金支払いのために銀行などに出向く必要がなく、市民の皆様のお忘れがなくなるなど、市民の皆様のお利便性の向上が図れる口座振替の御利用を促進することを目的といたしまして、加入キャンペーンを実施するものでございます。

キャンペーンの内容でございますが、既に始まっておりまして、6月1日から9月30日までの4か月の

間に新たに口座振替のお申込みをいただいた方を対象といたしまして、抽せんで400名の方に1,000円相当のクオカードをプレゼントするものでございます。

市民の皆様への広報につきましては、「広報みと」や水道部発行の水都だよりをはじめ、ホームページや本庁舎1階のモニターにおきまして周知を図っているところでございます。

また、今回のキャンペーンの対象となります。現在、納入通知書でお支払いの世帯に対しましては、検針にお伺いした際、直接チラシを配布してございます。

参考といたしまして、各御家庭に配布いたしましたキャンペーンのチラシを裏面に添付しておりますので、後ほど御参照いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 それでは、内容につきまして、何か御質問等がございましたら発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 今回、この口座振替のキャンペーンをやる理由、要するに収納率が下がっているとか、あるいは何かのきっかけがあってこういうことが行われたと思うんですけれども、その理由っていうのは何ですか。

○綿引委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

水道料金の支払い方法といたしましては、口座振替やクレジットカード、それから納付書によるお支払い方法がございます。先ほど目的といたしまして、お客様の納付忘れがないとか、あとは銀行に出向く必要がなくなるなど、お客様にとっての利便性の向上と、私どもで収納に要します経費の部分で見ましても、口座振替が一番有効でございますので、お互いのメリットが合うところで、口座振替の促進をひとつ進めていきたいというようなことから、今回のキャンペーンを実施するものでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、水道の収納率というのはどのぐらいなんですか。

○綿引委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

納付方法につきまして、先ほど申しましたが、クレジットカードを御利用なさっている方の収納率につきましては100%でございます。口座振替を御利用いただいている方につきましては99%以上の収納率である一方、一般納付を御利用になっている方につきましては86%にとどまっているのが現状でございます。この86%を向上することが水道事業にとりまして必要であると。こういったことから、口座振替の御利用を促していくというような考えに基づいて行っているものでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、今ね、コロナ禍の中で失業者が増える。それから、何ていうんですかね、生活が大変で困窮している方がたくさん増えているという状況にありますよね。こういう中で、納付書じゃなければなかなか納めにくいという人もいらっしゃると思います。口座振替すれば、当然口座から引き落とされるということがありますけれども、そういうことがなかなかできにくい、いろんな家庭の大変な事情がある、そういう方もいらっしゃると思いますよね。そういう方に対しても口座振替を進めていくということになるんです

か。

○綿引委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

まずコロナ禍におきましては、納付書での納付になりますと、例えば銀行の窓口ですとか、コンビニでの接触機会が増えますので、感染リスクの観点からいえば、若干高まるおそれがあると思っておりますので、非接触機会の観点からいえば、口座振替なんか有効であると思っております。

ただ、委員がお話いただいていますように、なかなか定期的なお支払いがちょっと困難だというような方に対しましては、支払い猶予の相談ですとか、あとは例えば、期限までには間に合わないけれども、こういうふうに払っていききたいとか、そういうようなお申出があれば、各市民の立場を踏まえた形で、納付方法、機会、それから金額等、細かく御相談をさせていただいて、お支払いができるだけ滞らないよう納めていただく形で現在も対応しております。口座振替を全ての市民にやってくださいというようなことではなくて、御利用いただける方は、口座振替をぜひお願いしますというような形でのキャンペーンと考えております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 それから、毎月定期的になかなか支払いができないという方もいらっしゃいますからね、そういう方についてはきちんと配慮していただきたいと思えます。

それから、もう一つは、口座振替の場合は、銀行に行って口座振替申込書を提出するわけですよね。これを私もちょっと取り寄せてみたんですけども、申込書の中には、市県民税だと国保税だとか、市営住宅の家賃だとか介護保険というものはあるんですけども、水道料金と下水道料金がないのはなぜなんですかね、これ。

○綿引委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

多分、中庭委員が現在お持ちの申込書につきましては、市税等の納入に関する口座振替のお申込書になっているかと思えます。市税等につきましては、どなたがお支払いをするというようなことで、納税する方の住所と、その方がお住まいになっている部分を記する形になっているかと思えます。私も水道部につきましては、どこでお使いになる水道を口座登録によってお支払いしていただけるんですかという事実を確認する必要がありますので、水道メーターの設置場所を記する必要があります。それぞれの申込書については、書くべき内容が若干異なっていますので、委員がお持ちの申込書は、水道のほうの口座振替の申込書と若干違う形になっておりまして、水道は上下水あわせた形での口座振替の申込書を用意してございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 私のうちの場合は、私の息子の名前で登録してあるのかな。だから私の場合、振込をやりたいと思っていたんだけど、私の口座のほうから振り込むという手続は簡単にできるよね。そうですね。そういう用紙というのはあんのけ。俺も面倒くさかったんだよ。

それとね、水道の場合も下水道の場合も同じなのかな。検針が2か月1回で、あれ業者に頼んでいるのけ。それが何人ぐらい頼んで、その検針のデータを出して、そして集金の発送をして、あるいは引き落としをしてということをやっているのか。その検針に対する経費というのはさ、どのぐらいの経費がかかっているの

か。

東京電力なんかは電波か何かでもって、検針員さんがいないんだよね。ああいう考え方というのは、部としては考えることは難しいですか。私はそういうことができるんだっただらば、多少お金がかかってもだよ、そういう方法で、一々検針を頼まなくても——ああいう形にしたのはね、滞納がたくさんあったときに、もう皆さんだけでは集金ができないというようなことで、集金の業者を千葉県の方かどこかの業者と契約したんだよね。それが継続になっているみたいな感じが今しているんだけれども。今もその集金なんかの場合も、その業者をお願いをしているんですか。

だから、それはできるだけ避けて、皆さんが集金に行くと玄関払いになるかもしれないけれども、やはり業者さんが行くとそれだけの経費もかかることだし、例えば管理職の方だけ、ほかの部の管理職の手も借りて、残業手当つかないんだから、職員を使えば残業代を払わなきゃならないんだから。そのくらい一丸となった体制づくり、こういうものも今後大事なんじゃないかな。

ですから、いろいろお話ししちゃいましたけれども、その検針の方法、2か月に1回、おばちゃんたちが集金のメーターを調べに歩いているようだけれども、ああいうことはもうできればだよ、東京電力方式みたいな、何ていうの、あれ、俺分らないんだけれども、電波か何かでもってこうやるんでしょ、あれ。ああいう方法というのは取り入れることはできないんですか。

○綿引委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

市民の皆様が御利用になった水量につきましては、2か月に一度訪問をしまして、検針をしております。この検針につきましては、包括委託業務ということで、検針と、そのほか使用の中止、開始なんかの受付業務ですとか、あとは水道料金等の収納業務、それから滞納整理、それに必要なコンピューター関係のシステム、こういったものを現在一括して委託として行っております。検針員の数につきましては約60名強の検針員が現在おります。

あと、検針員によらない検針の方法という御質問があったかと思います。これにつきましては、委員御指摘のようにスマートメーターというようなメーターがございまして、東京電力におきましては、随分と普及が図られている状況でございます。水道におきましても、検針員の確保ですとか、そういった部分でちょっと難しい部分もございまして、スマートメーターの活用について、現在規格のほうを統一する必要がございまして、日本全国で事業体60ぐらいだったと思うんですが、こういった形で活用できるのか、実証実験を行っております。メーターが地面の下にありますので、電波がスムーズに取れないですとか、あとは水に埋まってしまうとか——若干、東京電力さんのメーターの位置よりも低いところにあるというところで、ちょっとなかなかすぐにはできる——共通性を持たせながら活用していく、そういったところを今、実証実験でデータを取っているところでございます。

東京都のほうでも大規模にやっております、そういった実験の結果を踏まえまして、統一されたスマートメーターが導入されるようになった際には、価格が安価になるなど、導入に際して環境が整った際には、私どもも導入していくような方針で現在は考えているところで、採用までは至っていないというようなところでございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 その全国で60の事業者で今実験をやっているところがあると、何だっけ、スマートメーターというやつで。その場合には、メーター機というのは、今現在は土の中にあるよね。こういう場合には、今度はそのメーター機を地上に上げなきゃ駄目だね。下でも大丈夫なの。その評価というのはいつ頃上がってくるのか。見通し。もし結果がよかったら、水戸市としてはそれをやる気があるのかないのか、この辺なんだよね。私はそういう方法を将来やはり取り入れていったほうがいいんじゃないのかなと。ただ、冬にはメーター機が凍結して破裂したりとか、いろんな問題もあるでしょう。だから、そういうスマートメーターか何かにすると、どういうふうになるのか分からないんだけど、凍結がなくなるのかどうなのか。そういうメーター機になるんだろうと思うんだけど、取り替えることになるんでしょう。

やはり今、冒頭答弁されたように、それだけのいろんな人件費がかかって、納めてくれない人には、皆さんが行くんじゃなくて、業者が行っているわけよ。だから、取りやすいところだけは業者はすぐに取りれるよね。取りにくいところだっけたくさんあると思うの、貸倒れみたいに。私も監査委員をやっていたときに何かそういうような記憶がありますけれども、やはりそういうことのないような方法、経費を無駄遣いしないで、多少元をかけなければ、金だっけ使わなければ入ってこないんだから。だから、多少かけても、それだけ今度は経費が楽になるというような、そういう方法に切り替えていく必要は私はあるんじゃないかなというふうにして、これは要望にします。

終わりです。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと2点ほどお伺いしたいんですけど、まず1点目は、先ほど口座振替、クレジット、一般納付ということで、それぞれパーセントをお聞きしたんですけど、世帯数を教えていただけますでしょうか。

○綿引委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

世帯数というのは、納付件数でよろしいでしょうか。

○鈴木委員 そうですね。

○梶山水道部参事兼経理課長 実際は調定になるんですが、調定件数でよろしいでしょうか。

令和2年度の口座振替につきましては、年間で5万4,300件弱になります。クレジットカードですと約10万件で、一般納付になりますと2万3,000件強になります。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしますと、この納付書というのは86%ということで、この23万件的に86%ということよろしいんですね。

なかなかこの納付書の方というのが納めていただけない場合は、それぞれの事情があるかと思えます。大体毎年このキャンペーンをされているんですけど、何年ぐらい前からやっていたのか、ちょっと教えていただけたらと。あとは、実績についても教えていただきたいと思えます。

○綿引委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

キャンペーンの開始時期でございますが、平成22年度から実施してございます。

実績につきましては、例年、期間中の4か月間で約1,200名の方々の申込みを受けるといような形になっています。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 平成22年度から毎年1,200名の申込みがあつて、その1,200名は大体もう口座振替にされているんですかね。そうしますと、1,200名申し込んで、抽選で400名の方に差し上げているということで、私的にはもう全員の方に差し上げていいんじゃないかなという。クオカードが当たらなかつたら辞退するという方も中にはいらっしゃるかと思うんですね。やはり納付書というのは送らないといけませんから、経費もかかりますし、そう考えると、やはりせっかくキャンペーンをやるということで、もう思い切ったキャンペーンで、一人でも多くの市民の方に口座振替——クレジットカードは100%ですけれども——していただけるように、そこは検討する余地があるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○綿引委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

キャンペーンにつきましては、今御指摘のありましたように応募をしていただいた方全員にプレゼントを贈ることがいいのかですとか、例えばこのほかにもどういったキャンペーンを打てば、口座振替が促進されるのかというのは、やはり課題ではあると思っております。ですので、今回はちょっと開始時期を早めました。少しでも早く御利用いただいたほうがいいのかなということもありまして、検討した結果、期日を前倒ししているんですが、キャンペーンにつきましては、その実施の有無とか内容、時期等につきましても、常に検討しながら、予算との兼ね合いもございまして、一番市民の方に促進する効果が高いであろうという形でのキャンペーンを打てるよう、今後も検討してまいりたいと考えています。

○綿引委員長 よろしいですか。

他にございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、次にその他に入ります。

委員より何かございましたら発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 先ほど議題にもなりましたがけれども、水道料金の滞納の問題、給水停止について御質問したいと思えます。

先日、ある方から、この暑い中で水道が止められて、御飯を炊くこともできないと、トイレも使えないと、これではとても生活ができないという訴えが寄せられました。この方は母子家庭でもあるんですけれども、今年度になってから何件ぐらい止めたのかと。それから、給水停止する基準は何なのか。そのことについてお答え願いたい。

○綿引委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

給水停止につきましては、料金2回以上の未納の方に対する給水停止と、あとは、料金の支払いが滞っていて、こういった形でのお支払いが可能ですかというような御相談を私どものほうでさせていただきまして、こういった形で支払いますというようなお約束を取った方がお約束をちょっと守っていただけなくて、お支払いが滞ってしまった場合に停水をするというような形になります。いきなり停水をするということではなくて、事前に停水のおそれがありますから、料金のほうをお願いしますというようなお声がけのほうを何度かさせていただいてから、それでもお約束が守られない場合には、給水を停止するというようなことになります。

次に、令和3年度になりましてからどれぐらい停水をしているのかというような御質問かと思いますが、令和3年度になりましてから給水停止のほうを何件かさせていただきまして、5月末現在までしかちょっと統計のほうは取っていないんですが、62件の方がなかなかお支払いできないというような形で停水のほうをしているというような状況でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 この問題は、私も昨年度の公営企業会計決算特別委員会で質問したんですけれども、令和元年度では1,874件の停止を行ったと。そして、年度末には229件も停止していたということで、かなりそういう点では給水停止を行っているということなんですよ。

やはり水道というのは、水ですよ、水を供給する。この水が止められてしまう。それも今の水戸市の基準では2回以上、または1万円以上ですか。1万円以上はなくなったんだけ。2回以上料金を支払わなかったら止めてしまうということなんですよけれども、やはり今コロナ禍で失業者が全国で100万人も増えているという中で、2回以上滞納したら給水停止を行うというのは、あまりにも過酷ではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○綿引委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

私どもも給水停止をしたくて給水停止をしているわけではございません。料金の支払いをしていただくということは、使った分に対してお支払いをしていただくわけで、これは市民間の公平性を確保するという意味でも、やはりお支払いについてはお願いをしていく必要があると考えております。

先ほども申しましたが、なかなか支払いがいろんな事情で難しいという方につきましては、私どものほうで相談を受けまして、どのような形であればお支払いできますかというような相談をしていますので、ぜひ相談に来ていただいて、給水停止にならないような形でのお支払い方法を両方で相談できればと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私の経験なんですけれども、一昨年12月、見川地区で60代の男性が餓死しているということが発見されたんですよ。それで、近所の方から、最近この男性がゴミ捨てにも来なくなってしまったということで、私は高齢福祉課に相談をしたんですけれども、高齢福祉課のほうで現場を見に行ったら、餓死していたんですよ。同時に水道メーターも止まっていたということがありました。私はね、これを見て

本当にびっくりしたんですけれども、その方は冷蔵庫の脇で亡くなっていたんですよ。食べ物もほとんど食べていなかった。水道も止まっていたということもあったんです。

ですから、私はね、やはり水道を止めるということは、結局はその人の命に関わる問題だから、極めて慎重に、あるいは水道まで止めるということを行うべきではないと思うんですよ。その点でどうなのかというのと、もう一つは、水戸市は水道料金を昨年11%、5億円の値上げをしたんですよ。なかなかコロナ禍の中で、本当は値上げすべきではなかったのに値上げしたというのもありました。

そして同時に、水戸市の場合は、これは決算特別委員会でも話がありましたけれども、要するに県の公益水道から無駄な水を買っている。その水道料金も、水戸地区と内原地区と常澄地区では格差が3倍もあるというような状況にもあるわけです。そういうものが是正されないで、いきなり止めるというやり方は、これはやはりやめるべきじゃないかと思うんですけれども、生活保護世帯でも止めているんですよ、実際。これ何件ぐらい止めているんですか。

○綿引委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

生活保護受給者のうち給水停止している件数につきましては、令和3年度になりまして、2件停水をしております。ただ、これは6月2日現在でございまして、この後ちょっとどうなっているかというのはまだ確認はしておりません。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私も調べたんですけれどもね、令和元年度では生活保護世帯を14件止めていますよね。生活保護世帯を水戸市が保護しているというのにもかわからず、一方で水道を止めてしまうというやり方は、これはおかしいんじゃないかと。要するに生存権を一方で保障しながら、一方でその生存権を侵害するというやり方は、私はやめていただきたいというふうに思います。

いずれにしてもね、コロナ禍で、さっきも話をしましたように100万人も失業者が増えている。なかなか公共料金の支払いが大変という方もいらっしゃいますよね。そして、私の調べた範囲では、栃木県でも水道が止まって亡くなった方もいらっしゃいますし、それから昨年の2月でしたけれども、大阪府八尾市の集合住宅でも水道を止められて、母子家庭の親子が餓死した事件もありました。水戸市でも、私が経験した中では、先ほど述べたような60代の男性が孤独死していて、水道が止められていたというのもありました。

ですから、そういう点ではですね、やはり命に関わる問題だから、そういうことをしっかり受け止めて、水道を止めないようにしていただきたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 皆さんももう長いんだから御存じだと思いますけれども、水戸市というのは、昔は下市から発展していったんですよ。私の記憶では、小さい頃、五軒町や金町の辺りが畑の頃に、下市はもう完全なる市街地、商店街だった。その中の一つの観光名所として、備前堀があったんですよ。佐川市長さん時代に備前堀を改修してきれいに直しました。しかし、誰かから電話があつて行かれたと思うんですけれども、排水溝の中に柳の木が詰まっていて、排水ができなくなっていた。私も現地を見てきました。あれの構造というの

はどういうわけか。なぜ排水溝の塩ビ管の中に柳の根っこがいっぱい入っちゃっているのか。当時の工事に関わった人はいないかもしれませんが、現場は誰か見に行ったでしょう、今回。そういう通報があったでしょう。行った人。

○綿引委員長 丹治道路管理課長。

○丹治道路管理課長 道路管理課です。

7月にそういう通報をいただきまして、現場を確認しております。まずは、ますの内部にごみが詰まっている状況がありましたので、その清掃をするところで今対応しております、引き続き状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 対応するのは当然なんだけれども、何でますがあつて、道路の水がそこに落ちて、そこから今度は備前堀のほうに下りるはずが、その柳の根っこで全然流れなくて、おか水になっているんですよ。だから、どういう工事であんなふうになっちゃったのか。そういう工事の仕方というのはあるんですか。今までは考えられないんです、私も。昔は横穴浸透式だとかさ、何かパイプでもって、敷地内で浸透させていたことありますよね。そういう方式を取ったのか。それだったら塩ビ管なんか要らなかったんでしょう。

下市はね、皆さんも御存じのようにあの川はきれいだったんですよ。今でも思っていますけれども、私はあの川を観光の一つにして、きれいな川を浅くして子供らが水遊びできるぐらいにして、ニシキゴイでも飼っておいて、その下に用水を流すというような整備でもしたらいいんじゃないのかなということは、前々から私はお話し申し上げておったんだけど、その話にはまだ程遠いようだ。

佐川市長さん時代に工事はやったような記憶はしているんですよ。何で柳の木があんなに塩ビ管の中にぎっちり詰まっちゃって、水が流れないようになっちゃっているのか。あれはおかしいと思うんだよ、俺。当時やった工事が多分——これは答弁なし。

○綿引委員長 できますか。

○松本委員 じゃ、それを今度はどういうふうに改修しようとしているの、直そうとしているの。今回の雨量でもって、おか水になっちゃっているでしょうよ、かなり。そうでしょう。ますがあつたってしみない、落ちていかないんだ。塩ビ管の中が柳の根っこでいっぱいになって、詰まっちゃって。あれではおか水出しちゃうんじゃないですか。だから、あれはどこが所管なの。やはり建設部か。

○綿引委員長 丹治道路管理課長。

○丹治道路管理課長 所管につきましては、道路管理課のほうで管理しております、今後、委員の御指摘があった管の内部、根の張り状況を調査した上で対応してまいりたいと考えます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 今調査中ということは、もう何日たっているのよ。あそこの住民からこっちへ連絡が入っているんで、もう2か月くらいたっているんじゃないですか、多分。それでこれから調査するっていうの。この大雨の時期に、一日も早く調査をするなり直すなり、おか水対策で一時的に落とすような方法を取るなり、何らかの方法を——私はもう工事を入れるような段取りになっているのかななんて思って今聞いてみたんだけど、あそこは紺屋町って言うんだよね。ですから、あそこには昔は染め物屋さんがずっと並んでい

た。あの川のきれいな水で染め物を洗っていた。だから、今もそれを有効に生かすためには、二段方式にして、上はきれいな水で浅くしてさ、子供らがちょっとびしゃびしゃ遊べて、ニシキゴイでも入れておく。下りられるように階段になっているんじゃないの、あれ。そういう設計で始まったのかなと思ったんだけど、常澄地区では水田のためにそこを止めて向こうへ流しているわけでしょう、農作業の時期に。そうじゃないですか。だから、下には幾らでも流せるでしょうよ。

だから、やはりそういうせっかくの下市というのが、今それだけで死んじゃっていますよ。水戸市内全部もう死んじゃっている。だから、偕楽園があり、千波湖がありね、いろいろ水戸市にも観光資源というのがあるの。その紺屋町の備前堀も、私は観光資源の一つだと思っているんですよ。ああいう状態では、どうしようもないじゃないですかと私は思っているんですけども。

一日も早く、どういうことであんなふうになっちゃっているのかって、後で委員長のほうにでも報告してください。普通なら考えられない。塩ビ管の中に柳の根っこがみんな入っちゃって。だから、おかしいんですよ、やり方が。だから、それは後で報告してください。

委員長、そういうわけで聞いてね、またの機会でもお知らせしてください。

○綿引委員長 ただいまの件につきましては、対応の状況と経過の報告を後ほどお願いいたします。

○松本委員 もう1点いいですか。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 時間をちょっと短縮します。

前もあったんですけども、道路というのは1.8メートル以上が道路だよと、こういう答弁がありましたね。道路にも農道とかいろいろあったのが、中核市になって、みんな国からの移譲になって、全部水戸市のものになっているわけですよ。ですから、私に電話がありました。私の家の近くだったんです——笠原何号線というのかわからないんだけど、東野何号線というんなら分かるんだろうけれども、前も言ったようにね——このセットバックしている人としなくてもいいという、そういう道路というのはあるんですか。これ建築確認のほうかな。

○綿引委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

建築基準法でのセットバックについての御質問でございますが、幅員が4メートル未満の道路につきましては、セットバックが必要となるものと必要とならないもの、それぞれございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 じゃ必要とならない道路というのはどういう道路を言うんですか。その道路からは確認が取れないということになるんですか。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

まず、建築基準法が施行されたときに、建築物の敷地は道路に2メートル以上接していなければならないと規定されまして、その道路といいますのは、一般的に広く言う道路ではなくて、建築基準法で道路という

のはこういうものだというふうに規定しております。その中で、まず建築基準法の道路につきましては、幅員が4メートル以上の道路であるということです。そうしますと、4メートル未満の道路には建てられないということになってしまうので、もう一つ救済措置として、4メートル未満1.8メートル以上の道路につきましては、当時からも既に建築物が立ち並んでいる道路につきましては、中心から2メートルセットバックをするというので、幅員4メートルの道路とみなすという規定がございます。

したがって、そのように立ち並びが既に存在している4メートル未満の道路については、セットバックの必要がございまして、そのような立ち並びがない道路につきましては、セットバックの義務がないという、そのような2種類に分かれております。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 私も非常に疑問に思っているの。前にもいつかこういう話をしたことがあるんだけど、その反対側を私がおも土地を買って家を建てるときにはセットバックは要らないんですかと言ったら、それは要だと言われたんだよ。んだけど、反対側はセットバックしなくていいということで、境界いっぱいにする。その問題もあったの。だから、今回も同じようなケースなんだけれども、私はね、いずれはだよ、水戸市の東野町からエリア指定の隣接になっているね。だから、この周辺には法以前からの住宅がいっぱい立ち並んでいる。法以前に、これは当時開発でもって家を建てたと。それに隣接しているんだよ。だから、セットバックが要らないと。今こういう答弁なんだけれども、じゃその反対側の土地が死んじゃうわけ、今度は。1軒しかないんだ、1メートル80しかないんだ。私がよく分からない部分なんだけれども、それはセットバックしなくていいの。じゃ例えばこっち側に建てるといった場合にもセットバックしなくていいということになっちゃうの。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 先ほどの松本委員の御質問の中で、建築確認は取れないのかという御質問に、すみません、先ほどお答えしませんでした、申し訳ございません。関連いたしますので、あわせて御報告いたします。

まず、先ほど申し上げましたように、建築物の敷地は、建築基準法で定めるところの道路に接していなければならない。1つは、4メートル以上の道路は、もう一つは、4メートル未満であっても、当時から立ち並びがあったような道路については道路とみなすと。先ほど松本委員がおっしゃっているセットバックをしなくてもいい道路、ややこしいんですが、この道については、建築基準法で言うところの建築できる道路に接していないということになります。ですので、原則的には建築できないということになるんですけども、1つ特例的な規定がございまして、建築基準法に定める道路には接していないんだけど、水戸市のほうで交通上ですとか、安全上ですとか、そういった観点で支障のないものについては、許可ができるようになっております。例えば一戸建ての住宅程度であれば、反対側はセットバック義務がございませんけれども、任意に自分の敷地の側だけに中心から2メートル下がっているような場合は、特例的な許可の対象にしているという実情がございまして、先ほどおっしゃった、反対側は下がらなくてもいいのに自分のほうは下がるというのは、その特例的な許可の中での運用としております。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 言っていることは何となく分かるんだけど、それでは、結局4メートルの道路にはならないでしょうって。片方は下がらない、片方は下がる。幅員1.8メートルならば1.1メートルずつ下がらなきゃならないんだから。1.8メートルに100足したら2.8メートルでしょう。通称9尺道路って、昔、2.7メートルぐらいの幅しかないわけ。だから、その辺が私はちょっと疑問だなと思って、建築基準法上は幅員9尺は65センチメートル、1.8メートルは1.1メートル、セットバックというのは芯から2メートル、これが基準法だと私は思っていますから、その道路がこういう道路だからセットバックしなくていいという、水戸市が来てちゃんと草刈りだ何かやっているんだよ。何でやるの、水戸市は。草刈りを水戸市がやっているんだ。それは水戸市が公道として認めているからじゃないですか。だから、私はセットバックがあってもいいんじゃないのかなと思うんだけど、今、番号が分からないから、後で道路管理課のほうでも聞こうかなと思っているんだけど。この前の委員会でも言ったように、みんな東野何号線じゃなくて、笠原何号線だっているんですね。だから、皆さんぴんとこないだろうと思うんだけど、要するに周辺にこれだけの家があるんだよ。これは、法以前にもう許可になっている団地なんだよ。それに面しているみたいなもんなんだよ。そこがセットバックしなくていいという、それだったら水戸市で草刈りなんかやることないんじゃないの。公道だと認めているから水戸市で草刈りやっているんじゃない。

だから、セットバックしなくていいというのは、法定外道路だとか、認定道路だとか、いろいろ道路の扱いというのはあるでしょう。だから、セットバックしなくていいという道路というのは何道路と言うの。建築基準法上セットバックしなくてもいいという道路は何々道路と言っているの。道路というのは水戸市の財産だからね。建設部のほうでそういう道路の見方、呼び方、あったら教えてくださいよ、セットバックしなくてもいい道路。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

セットバックが必要、必要でないということと水戸市道であること、あと認定外道路であることというのは全く別の観点の話になってしまいまして、水戸市道だからセットバックが必要とか、認定外道路だから必要でないということではございませんので、申し訳ありません、何道路だと一言で申し上げられないというのが実情でございます。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時32分 散会